

様式第1号(1)(第2条関係)
 身体障害者診断書・意見書(視覚障害用)

総括表

氏名	年 月 日生	男・女
住所		
① 障害名(部位を明記)		
② 原因となった 疾病・外傷名	交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災、 疾病、先天性、その他()	
③ 疾病・外傷発生日	年 月 日	場所
④ 参考となる経過・現症(エックス線写真及び検査所見を含む。)		
⑤ 総合所見	障害固定又は障害確定(推定) 年 月 日	
⑥ その他参考となる合併症状	軽度化による将来再認定 要・不要 (再認定の時期 年 月 日後)	
⑦ 上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 病院又は診療所の名称 所在地 診療担当科名 科 医師氏名	⑧	
身体障害者福祉法第15条第3項の意見〔障害程度等級について参考意見を記入〕 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ・該当する () 級相当) 内訳 ・該当しない 視力 級 視野 級		

注意
 1 障害名には現在起こっている障害、例えば両眼失明、両耳ろう、右上下肢まひ、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には、角膜炎、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁狭窄等原因となった疾患名を記入してください。
 2 障害区分や等級決定のため、埼玉県社会福祉審議会から改めて次ページ以降の部分についてお問い合わせする場合があります。

視覚障害の状況及び所見

1 視力

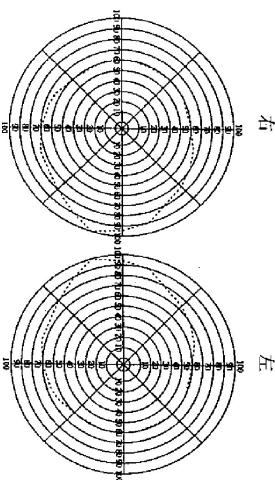
裸眼	矯正	矯正	眼鏡
右	×	D Cyl	D AX
左	×	D Cyl	D AX

・明暗弁(光覚弁)及び手動弁は視力0、指数弁(50cm以下)は0.01として計算します。

2 視野

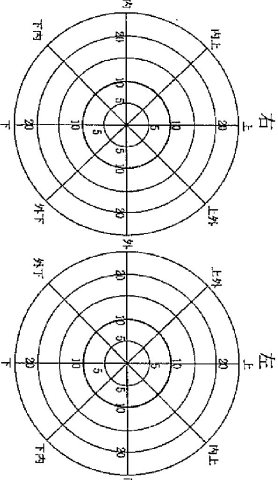
(1) 周辺視野

視野障害の計測は、点線で見られた正常視野の範囲内で行うものとします。
 ・コーントマン視野計の1/4の視野(それ以外の測定方法の場合は、これに相当する視野)で測定してください。



(2) 中心視野

周辺視野で求心性視野狭窄の有る場合(1/4の視野で10度以内)のみ測定してください。
 ・コーントマン視野計の1/2の視野(それ以外の測定方法の場合は、これに相当する視野)で測定してください。



求心性視野狭窄の有無
 (有・無)

右	左	計①	視能率②	損失率③
上	上	度	%	%
上外	上外	度	%	%
外	外	度	%	%
外下	外下	度	%	%
下	下	度	%	%
下内	下内	度	%	%
内	内	度	%	%
内上	内上	度	%	%
計④	計④	度	%	%
視能率⑤	視能率⑤	%	%	%
損失率⑥	損失率⑥	%	%	%

④: 50×100
 ⑤: 50×100
 ⑥: 100-⑤

③と④のうち大きい方 + ⑤と⑥のうち小さい方 × 3

3 現症

右	左
外眼	
中間透光体	
眼底	

様式第一号(二)の注釈中「地方社会福祉審議会」を「埼玉県社会福祉審議会」に改め、「同様式の聴覚・平衡・音聾・言語又びしゃくしゃくの機能障害の状態及び所見」中「(4)聴力検査の結果(ア又はイのいずれか)を記載する。」を記載する。

「(4)聴力検査の結果(ア又はイのいずれか)を記載する。」
 「①単語による語音明瞭度」
 「②単語による語音明瞭度」

語による語音明瞭度

「改め」同様式の聴覚・平衡・音聾・言語又び

言葉による了解度

「(1)の次に次のように加える。」

(2) 語言葉による了解度の認定は、何らかの理由により純音聴力検査ができない場合に適用されるものであるので、総括表の「④ 参考となる経過・現症」欄等に純音聴力検査ができない理由を明確に記載すること。
 様式第一号(三)を次のように改める。

様式第一号(3)(第2条関係)
 身体障害者診断書・意見書(肢体不自由用)

総括表

氏名	年 月 日 生	男・女
----	---------	-----

住所	
----	--

① 障害名(部位を明記)	
--------------	--

② 原因となった疾病・外傷名	交通、労災、その他の事故、墜傷、墜災、疾病、先天性、その他()
----------------	----------------------------------

③ 疾病・外傷発生日	年 月 日・場所
------------	----------

④ 参考となる経過・現症(エックス線写真及び検査所見を含む。)	
---------------------------------	--

⑤ 総合所見	障害固定又は障害確定(推定) 年 月 日
--------	----------------------

⑥ その他参考となる合併症状	<table border="1"> <tr> <td>軽度化による将来再認定</td> <td>要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>(再認定の時期)</td> <td>年</td> <td>月後)</td> </tr> </table>	軽度化による将来再認定	要	不要	(再認定の時期)	年	月後)
軽度化による将来再認定	要	不要					
(再認定の時期)	年	月後)					

上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。

病院又は診療所の名称	年 月 日
所在地	
診療担当科名	科 医師氏名

身体障害者福祉法第15条第3項の意見(障害程度等級についても参考意見を記入)	
障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に	
・該当する () 級相当) 内訳	
・該当しない	

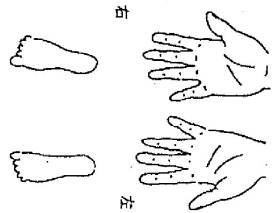
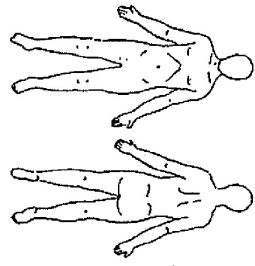
上肢	級
下肢	級
体幹	級

注意 1 障害名には現在起こっている障害、例えば両眼失明、両耳ろう、右上下肢まひ、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には、角膜炎、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁狭窄等原因となった疾患名を記入してください。
 2 障害区分や等級決定のため、埼玉県社会福祉審議会から改めて次ページ以降の部分についてお問い合わせする場合があります。

身体不自由の状況及び所見

神経学的所見その他の機能障害(形態異常)の所見(該当するものを○で囲み、下記空欄に追加所見記入)

- 1 感覚障害(下記図示): なし・感覚喪失・感覚減麻・異常感覚
- 2 運動障害(下記図示): なし・弛緩性まひ・痙性まひ・筋縮・不随意運動・しびれせん・運動失調・その他
- 3 起立位: 脳・脊髄・末梢神経・筋肉・骨関節・その他
- 4 排尿・排便機能障害: なし・あり
- 5 形態異常: なし・顔・首・四肢・その他



× 変形 ■ 弛緩性 ▨ 痙性 ▩ 運動障害

(注) 関係ない部分は記入不要

- 6 歩行能力の程度 (m)
- 7 起立位 (分)
- 8 座位 (可・不可)
- 9 動作・活動 自立○ 半介助△ 全介助又は不能× () 中のものを使う時はそれに○

右		左	
上肢長 cm		上肢長 cm	
下肢長 cm		下肢長 cm	
上腕周径 cm		上腕周径 cm	
前腕周径 cm		前腕周径 cm	
大腿周径 cm		大腿周径 cm	
小腿周径 cm		小腿周径 cm	
握力 kg		握力 kg	

寝返りする	シャツを着て脱ぐ	
いざに履掛ける	ズボンをはいて脱ぐ(自助具)	
立つ (手すり、杖、つえ、松葉づえ、義肢、装具)	履を脱いタオルでふく	
家の中の移動 (杖、つえ、松葉づえ、義肢、装具、車いす)	タオルを絞る	
洋式便器に座る	背中を洗う	
掛せつの後始末をする	二階まで階段を上って下りる (手すり、つえ、松葉づえ)	
(はしで) 食事をする (スプーン、自助具)	屋外を移動する(家の周辺程度) (つえ、松葉づえ、車いす)	
ゴッソで水を飲む	公共の乗り物を利用する	

注: 身体障害者福祉法の等級は機能障害(impairment)のレベルで認定されますので()の中に○がついている場合、原則として自立してはいないという解釈になります。

付記事項

1 筋骨切除本数

- 本
- 第1筋骨を含む、含まない)
- 注1 上下肢の欠損の場合は、欠損部が上腕・前腕、大腿又は下腿のそれぞれ1/2以上であるか否かを明記すること。
- 2 指の欠損の場合は、各指骨間関節(PIP、MIP、DIP)の残存の有無を明記すること。
- 3 上記6. 7. 8の部分については、補装具、つえ等を使用しない状態で記入すること。

計測法:

- 上肢長: 肩峰→桡骨茎状突起 前腕周径: 最大周径
- 下肢長: 上前腸骨棘→(脛骨) 内果 大腿周径: 膝蓋骨上縁上10cmの周径(小児等の場合は別記)
- 上腕周径: 最大周径 下腿周径: 最大周径

関節可動域(ROM)と筋力テスト(MMT)

(この表は必要に応じて記入)

筋力テスト()	関節可動域	筋力テスト()	関節可動域	筋力テスト()
180 150 120 90 60 30 0 30 60 90	↑	↑	↑	↑
180 150 120 90 60 30 0 30 60 90	↓	↓	↓	↓
90 60 30 0 30 60 90 120 150 180	←	←	←	←
90 60 30 0 30 60 90 120 150 180	→	→	→	→

この表は必要に応じて記入

() 頸部	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 肩部	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 肘部	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 腕部	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 手	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 指	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 腕	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 手	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 指	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 腕	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 手	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 指	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 腕	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 手	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 指	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 腕	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 手	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 指	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 腕	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 手	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 指	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 腕	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 手	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 指	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 腕	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 手	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 指	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 腕	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 手	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 指	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 腕	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 手	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 指	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 腕	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 手	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 指	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 腕	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 手	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 指	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 腕	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 手	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 指	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 腕	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 手	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 指	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 腕	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 手	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 指	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 腕	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 手	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 指	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 腕	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 手	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 指	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 腕	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 手	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 指	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 腕	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 手	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 指	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 腕	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 手	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 指	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 腕	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 手	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 指	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 腕	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 手	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 指	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 腕	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 手	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 指	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 腕	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 手	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 指	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 腕	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 手	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 指	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 腕	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 手	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 指	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 腕	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 手	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 指	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 腕	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 手	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 指	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 腕	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 手	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 指	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 腕	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 手	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 指	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 腕	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 手	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 指	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 腕	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 手	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 指	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 腕	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 手	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 指	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 腕	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 手	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 指	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 腕	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 手	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 指	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 腕	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 手	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 指	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 腕	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 手	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 指	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 腕	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 手	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 指	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 腕	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 手	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 指	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 腕	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 手	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 指	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 腕	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 手	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 指	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 腕	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 手	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 指	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 腕	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 手	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 指	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 腕	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 手	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 指	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 腕	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 手	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 指	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 腕	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 手	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 指	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 腕	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 手	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 指	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 腕	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 手	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 指	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 腕	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 手	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 指	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 腕	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 手	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 指	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 腕	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 手	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 指	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 腕	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 手	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 指	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 腕	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 手	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 指	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 腕	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 手	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 指	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 腕	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 手	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 指	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 腕	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 手	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 指	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 腕	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 手	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 指	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 腕	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 手	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 指	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 腕	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 手	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 指	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 腕	後屈()	伸()	左屈()	右屈()
() 手	後屈()			

様式第一号(四)中「あわせて」を「併せて」に改め、同様式の注意2中「地方
 社会福祉審議会」を「埼玉県社会福祉審議会」に改め、同様式の脳原性運動機能障
 害用中「さいふ」を「財布」に改める。

様式第一号(五)中「あわせて」を「併せて」に改め、同様式の注意2中「地方
 社会福祉審議会」を「埼玉県社会福祉審議会」に改める。

様式第一号(六)中「あわせて」を「併せて」に改め、同様式の注意2中「地方
 社会福祉審議会」を「埼玉県社会福祉審議会」に改める。

様式第一号(七)中「あわせて」を「併せて」に改め、同様式の注意2中「地方
 社会福祉審議会」を「埼玉県社会福祉審議会」に改め、同様式のごん臓の機能障害
 「カ じん性貧血

の状況及び所見中「Ca mEq/ℓ」や「Ca mg/dℓ」は、
 キ 代謝性アシ
 ク 重篤な高血

ケ じん不全に
 他の症状

(有 ・ 無) Hb g/dℓ、Ht % 「カ じん
 赤血球数 ×10⁴/mm³

ドーシス (有 ・ 無) [HCO₃ mEq/ℓ] キ 代謝
 圧症 (有 ・ 無) 最大血圧/最小血圧 や ク 重篤
 mmHg

直接関連するその(有 ・ 無) [] ケ じん

性貧血 (有 ・ 無) [Hb g/dℓ、Ht %
 赤血球数 ×10⁴/mm³]

性アシドーシス (有 ・ 無) [HCO₃ mEq/ℓ]
 な高血圧症 (有 ・ 無) [最大血圧/最小血圧 mmHg] に劣

不全に直接関連するその他の症状
 (有 ・ 無) []

める。

様式第一号(八)中「あわせて」を「併せて」に改め、同様式の注意2中「地方

社会福祉審議会」を「埼玉県社会福祉審議会」に改める。
 様式第一号(九)を次のように改める。

様式第1号(9)(第2条関係)

身体障害者診断書・意見書(ぼうこう又は直腸機能障害用)

総括表

氏名	年 月 日生	男・女
住所		
① 障害名(部位を明記)		
② 原因となった疾病・外傷名	交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災、疾病、先天性、その他()	
③ 疾病・外傷発生日	年 月 日	場所
④ 参考となる経過・現症(エックア線写真及び検査所見を含む。)		
⑤ 総合所見	障害固定又は障害確定(推定) 年 月 日	
⑥ その他参考となる合併症状	[軽度化による将来再認定 要 ・ 不要] (再認定の時期 年 月 日後)	
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。	年 月 日 病院又は診療所の名称 所 在 地 診療担当科名 科 医師氏名 ㊦	
身体障害者福祉法第15条第3項の意見(障害程度等級について参考意見を記入) 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ・該当する () 級相当) ・該当しない		

注意 1 障害名には現在起こっている障害、例えば両眼失明、両耳ろう、右上下肢まひ、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には、角膜炎、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁狭窄等原因となった疾患名を記入してください。
 2 障害区分や等級決定のため、埼玉県社会福祉審議会から改めて次ページ以降の部分についてお問い合わせする場合があります。

ぼうこう又は直腸の機能障害の状態及び所見

【記入上の注意】
 「ぼうこう機能障害」、「直腸機能障害」については、該当する障害についての記載し、両方の障害を併せ持つ場合には、それぞれについて記載すること。
 ・1から3までの各障害及び障害程度の等級の欄には、該当する項目の□に✓を入れ、必要事項を記載すること。
 ・障害認定の対象となるストマについて、排尿・排便のための機能を持ち、永久的に造設されるものに限る。

1 ぼうこう機能障害

□ 尿路変向(更)のストマ

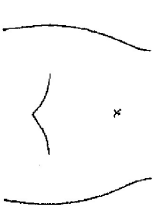
(1) 種類・術式

- 種類
 - 腎造瘻
 - 尿管造瘻
 - 尿管造瘻
 - ぼうこう造瘻
 - 回腸(結腸)導管
 - その他()

(2) ストマにおける排尿処理の状態

- 長期にわたるストマ用器具の装着が困難な状態の有無について
 - 有 (ストマ周辺の皮膚のびらん、変形等を記述・図示すること。)
 - 無

・術式()
 ・手術日() 年 月 日



(ストマ及びびびらんの部位等を図示)

※ 「ストマにおける排尿処理が著しく困難な状態」による上位等級の認定は、ストマ造設後6か月を経過していることが要件となります。

□ 高度の排尿機能障害 ※ 先天性疾患(先天性腎臓を除く。)による場合を除き、手術後6か月を経過していることが認定要件となります。

(1) 原因

- 神経障害
- 先天性()
- 直腸の手術 (例：二分盲造瘻)
- 術式()
- 手術日() 年 月 日

(2) 排尿機能障害の状態・対応

- カテーテルの常時留置
- 自己導尿の常時施行
- 完全尿失禁(カテーテルの常時留置又は自己導尿の常時施行が必要だが、何らかの理由でこれらの対応がとれないため、結果として生じたもの)
- その他 ()

□ 自然排尿型代用ぼうこう

- ・術式()
- ・手術日() 年 月 日

2 直腸機能障害

□ 腸管のストマ

(1) 種類・術式

・種類

- 空腸・回腸ストマ
- 上行・横行結腸ストマ
- 下行・S状結腸ストマ
- その他

・術式

手術日 [] 年 月 日

(2) ストマにおける排便処理の状態

・長期にわたるストマ用器具の装着が困難な状態の有無について

- 有 (ストマ周辺の皮膚のびらん、変形等を記述・図示すること。)



□ 無

(ストマ及びびらんの部位等を図示)

※ 「ストマにおける排便処理が著しく困難な状態」による上位等級の認定は、ストマ造設後6か月を経過していることが要件となります。

□ 治療困難な腸癒

(1) 原因

- 放射線障害
- 疾患名
- その他

(3) 腸癒からの腸内容のものの状態

- 大部分
- 一部分

(2) 瘻孔の数

個

- 腸癒における腸内容の排泄処理の状態
- 軽快の見込みのない腸癒周辺の皮膚の著しいびらんがある (部位、大きさについて図示すること。)
- その他



(腸癒及びびらんの部位等を図示)

□ 高度の排便機能障害

※ 先天性疾患 (先天性鎖肛を除く。) による場合を除き、手術後6か月を経過していることが認定要件となります。

(1) 原因

□ 先天性疾患に起因する神経障害

(2) 排便機能障害の状態・対応

□ 完全便失禁

□ 軽快の見込みのない肛門周辺の皮膚の著しいびらんがある。

□ その他

□ 週に2回以上の定期的な用手排便が必要

□ 先天性鎖肛に対する肛門形成術

□ その他

手術日 [] 年 月 日

□ 小腸肛門吻合術

手術日 [] 年 月 日

3 障害程度の等級

(1) 級に該当する障害)

- 腸管のストマに尿路変向(更)のストマを併せ持ち、かつ、いずれかのストマにおいて排便・排尿処理が著しく困難な状態があるもの
- 腸管のストマを持ち、かつ、ストマにおける排便処理が著しく困難な状態及び高度の排便機能障害があるもの
- 尿路変向(更)のストマに治療困難な腸癒を併せ持ち、かつ、ストマにおける排便処理が著しく困難な状態又は腸癒における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態及び高度の排便機能障害があるもの
- 尿路変向(更)のストマを持ち、かつ、ストマにおける排便処理が著しく困難な状態及び高度の排便機能障害があるもの
- 治療困難な腸癒があり、かつ、腸癒における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態及び高度の排便機能障害があるもの

(3) 級に該当する障害)

- 腸管のストマに尿路変向(更)のストマを併せ持つもの
- 腸管のストマを持ち、かつ、ストマにおける排便処理が著しく困難な状態又は高度の排便機能障害があるもの
- 尿路変向(更)のストマに治療困難な腸癒を併せ持つもの
- 尿路変向(更)のストマを持ち、かつ、ストマにおける排便処理が著しく困難な状態又は高度の排便機能障害があるもの
- 治療困難な腸癒があり、かつ、腸癒における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態又は高度の排便機能障害があるもの
- 高度の排便機能障害があり、かつ、高度の排便機能障害があるもの

(4) 級に該当する障害)

- 腸管又は尿路変向(更)のストマを持つもの
- 治療困難な腸癒があるもの
- 高度の排便機能障害又は高度の排便機能障害があるもの

様式第一号(十)中「あわせて」や「併せて」に定める「回覧本の注釈」中「地方社会福祉審議会」や「埼玉県社会福祉審議会」に定める。
様式第一号(十一)の注意2及び様式第一号(十二)の注意2中「地方社会福祉審議会」や「埼玉県社会福祉審議会」に定める。
様式第二号中「種」を定める。

様式第五号中「埼玉県知事 様」や「(あて先) 埼玉県知事」

したのでお届けします」や「変更したので届け出ます」に

「(あて先) 埼玉県知事」	
② (姓) フリガナ	①
氏名	

(名)	② フリガナ (姓)	(名)
	① 氏名	

ここに定める。	
---------	--

様式第六号及び様式第七号中「埼玉県知事 様」や「(あて先) 埼玉県知事」

② (姓) フリガナ	①	② (姓) フリガナ	①
氏名		氏名	

(姓)	(名)
-----	-----

に定める。

様式第八号中「身体障害者相談支援事業等開始届書」や「身体障害者生活訓練等

「(あて先) 埼玉県知事」	
② (姓) フリガナ	①
氏名	

「(あて先) 埼玉県知事」	
② (姓) フリガナ	①
氏名	

「身体障害者相談支援事業等」や「身体障害者生活訓練等

事業等を」に「埼玉県知事 様」や「(あて先) 埼玉県知事」

回覧本の注釈の2に定める「回覧本の注釈」中「回覧本の注釈」に
様式第九号中「身体障害者相談支援事業等変更届書」や「身体障害者生活訓練等
事業等変更届書」に「埼玉県知事 様」や「(あて先) 埼玉県知事」

に「身体障害者相談支援事業等に」や「身体障害者生活訓練等事業等に」に定める。

様式第十号中「身体障害者相談支援事業等 廃止届書」や「身体障害者生活訓練等

事業等 廃止届書」に「身体障害者相談支援事業等を」や「身体障害者生活訓練等

「(あて先)様」を「埼玉県知事」に改める。
 埼玉県知事

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の身体障害者福祉法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告示

埼玉県告示第千三百四十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、

設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年十月十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千三百四十六号

平成二十年七月から九月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。
 平成二十年十月十日

政府調達に係る苦情の受付件数 なし

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千三百四十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、

設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年十月十日

埼玉県知事 上田清司

申請のあった年月日

平成二十年十月二日

申請に係る特定非営利活動法人の名称
 特定非営利活動法人輪っ笑いsports

代表者の氏名
 飯島 規之

主たる事務所の所在地
 埼玉県さいたま市桜区南元宿二丁目

定款に記載された目的
 二七番一号九〇九

この法人は、スポーツを愛し、ふるさとを愛する人々に対し、スポーツ振興活動、地域振興活動を行い、青少年の健全な育成、スポーツの普及及び啓発、まちづくり、まちおこしに寄与することを目的とする。

申請のあった年月日
 平成二十年十月一日

申請に係る特定非営利活動法人の名称
 NPO法人すまいる

代表者の氏名
 佐野 雅之

主たる事務所の所在地
 埼玉県新座市野火止七丁目十七番四

定款に記載された目的
 この法人は、地域で生活する障がいを持つ人々や高齢者及びその家族に対し、地域で自立した生活を営んでいく為に必要な事業を行い、誰もが豊かに暮らせる地域社会を創造することで福祉の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千三百四十八号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条の規定により、平成二十年八月十一日次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十年十月十日

埼玉県知事 上田清司

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%) その他の規格	生産業者の氏名又は住所
埼玉県第 六七一号	米ぬか油かす及びその粉末	脱脂米糠	窒素全量 りん酸全量 加里全量 二・五 五・五 一・五	築野食品工業株式会社 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字新田94番地

埼玉県告示第千三百四十九号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条の規定により、平成二十年九月二日次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十年十月十日

埼玉県知事 上田清司

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%) その他の規格	生産業者の氏名又は住所
埼玉県第 六七二号	魚かす粉末	魚骨6・5	窒素全量 りん酸全量 一五・〇 六・五	関東肥料工業株式会社 東京都江東区福住一丁目12番15号
埼玉県第 六七三号	魚かす粉末	魚骨7	窒素全量 りん酸全量 一四・〇 七・〇	関東肥料工業株式会社 東京都江東区福住一丁目12番15号
埼玉県第 六七四号	魚かす粉末	魚骨9	窒素全量 りん酸全量 九・〇 九・〇	関東肥料工業株式会社 東京都江東区福住一丁目12番15号

埼玉県告示第千三百五十号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、平成二十年七月一日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項

の規定により公告する。

平成二十年十月十日

埼玉県知事 上田清司

登録番号 埼玉県第 五六七号	肥料の種類 配合肥料	肥料の名称 有機配合肥料	保証成分量（％） その他の規格 窒素全量 一・〇 りん酸全量 一九・〇 加里全量 一二・〇 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	登録の有効期限 平成二十三年七月十三日	生産業者の氏名 又は名称及び住所 大東肥料株式会社 東京都江東区亀戸六丁目49番12号
埼玉県第 六二四号	魚節煮かす	9・0千成魚節煮かす	窒素全量 九・〇	平成二十六年七月十一日	千成産業株式会社 埼玉県日高市原宿753番地の1

埼玉県告示第千三百五十一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、平成二十年八月十九日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一

項の規定により公告する。
平成二十年十月十日

埼玉県知事 上田清司

登録番号 埼玉県第 五二三号	肥料の種類 消石灰	肥料の名称 72菱印特選顆粒消石灰	保証成分量（％） その他の規格 アルカリ分 七二・〇	登録の有効期限 平成二十六年八月二十二日	生産業者の氏名 又は名称及び住所 菱光石灰工業株式会社 東京都千代田区神田富山町10番地2
----------------------	--------------	----------------------	----------------------------------	-------------------------	--

埼玉県告示第千三百五十二号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、平成二十年九月一日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項

の規定により公告する。
平成二十年十月十日

埼玉県知事 上田清司

登録番号 埼玉県第 五九七号	肥料の種類 副産植物質肥料	肥料の名称 副産植物質肥料18号	保証成分量（％） その他の規格 窒素全量 一・八 加里全量 八・八	登録の有効期限 平成二十六年九月二日	生産業者の氏名 又は名称及び住所 朝日工業株式会社 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
----------------------	------------------	---------------------	--	-----------------------	---

埼玉県告示第千三百五十三号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、平成二十年九月二十六日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第

一項の規定により公告する。

平成二十年十月十日

埼玉県知事 上田清司

登録番号 埼玉県第 六四九号	肥料の種類 生石灰	肥料の名称 9.5菱印生石灰	保証成分量(%) その他の規格 アルカリ分 九五・〇	登録の有効期限 平成二十六年十月一日	生産業者の氏名 又は名称及び住所 菱光石灰工業株式会社 東京都千代田区神田富山町10番地2
----------------------	--------------	-------------------	----------------------------------	-----------------------	--

埼玉県告示第千三百五十四号

測量計画機関の長である伊奈町長野川和好から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

- 一 平成二十年十月十日
埼玉県知事 上田清司
- 二 測量計画機関

- 伊奈町
- 二 作業種類
公共測量(出来形確認測量)
- 三 作業地域
伊奈町中部特定土地地区画整理事業地
- 四 作業期間
平成二十年十月一日から平成二十一年三月二十五日まで

埼玉県告示第千三百五十五号

次に掲げる宅地建物取引業者の事務所所在地又はその業者の所在が確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十七条の規定に基づき公告する。

平成二十年十月十日

埼玉県知事 上田清司

商号又は名称 株式会社エステート プランニング	氏名 (法人にあつては代表者の氏名) 板橋 隆	主たる事務所の所在地 飯能市仲町六番二十二号
-------------------------------	-------------------------------	---------------------------

埼玉県告示第千三百五十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年十月十日

埼玉県知事 上田清司

- 一 許可番号
平成二十年九月二十五日
- 二 指令東整第一九〇〇六八三号
- 三 検査済証番号
平成二十年十月七日第四十六号

- 三 開発区域に含まれる地域の名称
比企郡小川町大字鞆負字沼ノ入一七号
- 四 〇―三 外一―一筆
開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都港区南青山二丁目一番一号
本田技研工業 株式会社
代表取締役 福井 威夫
東京都千代田区丸の内一丁目八番二

号

株式会社 ホンダトレーディング
代表取締役 須藤 宗英

埼玉県中央家畜保健衛生所長
埼玉県川越家畜保健衛生所長告示第二号
埼玉県熊谷家畜保健衛生所長

埼玉県中央家畜保健衛生所長

平成十七年埼玉県川越家畜保健衛生所長告示第二号(家畜伝染病予防法に基づき

埼玉県熊谷家畜保健衛生所長

報告徴求に関する告示)の一部を次のように改正する。

なお、改正後の第二号の規定は、平成二十年十一月分の報告から適用する。

平成二十年十月十日

埼玉県中央家畜保健衛生所長 水島 健雄

埼玉県川越家畜保健衛生所長 北野 俊明

埼玉県熊谷家畜保健衛生所長 漆畑 憲二

第二号中「飼養羽数の合計が千羽以上の農場の所有者」を「所有者のうち、その飼養羽数の合計が百羽以上のもの」に改める。

別記様式中「埼玉県

家畜保健衛生所長 様」を

「(おて先)

埼玉県

家畜保

衛衛生所長」に改める。

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第三十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の

区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年十月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十月十日

埼玉県東松山県土整備事務所長 亀井 清司

一 道路の種類 県道

二 路線名 熊谷小川秩父線

三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
旧	比企郡嵐山町大字吉田字三反田五五八番三地先から同郡小川町大字奈良梨字鳥居前九〇番一地先まで		七・〇〇	一八八六・五〇	地方道路交付金(交通安全)整備工事
新			一〇・五〇		
			三三・〇〇		
			三三・〇〇		

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第三十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したの

で、公告する。

平成二十年十月十日

埼玉県東松山県土整備事務所長

亀井 清司

一 許可番号

平成二十年八月二十一日

第二〇〇〇五〇〇号

二 検査済証番号

平成二十年十月三日

第二〇〇〇七〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡川島町大字出丸下郷字居廻り

上分一八二一の一の部、一八五―三の

一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

さいたま市中央区大戸三―一八

アートメゾン二〇五

長沢 孝幸

埼玉県行田県土整備事務所長告示第四十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年十月十日
埼玉県行田県土整備事務所長
南 沢 郁一郎

一 許可番号

平成二十年十月一日
指令行整第二〇〇〇九一号

二 検査済証番号

平成二十年十月三日第二十一号
開発区域に含まれる地域の名称
北埼玉郡騎西町大字上種足字十一番

三〇六三一一、三〇六二一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
埼玉県北埼玉郡騎西町大字上種足三〇六三一一 岩崎 浩二

埼玉県行田県土整備事務所長告示第四十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

で、公告する。
平成二十年十月十日
埼玉県行田県土整備事務所長
南 沢 郁一郎

一 許可番号

平成二十年十月二日
指令行整第二〇〇〇四一号

二 検査済証番号

平成二十年十月三日第二十号
開発区域に含まれる地域の名称
北埼玉郡騎西町大字日出安字下三五二一四

二一四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
埼玉県北葛飾郡鷺宮町大字西大輪三〇四一 スカイコートC二一〇一号
相嶋 裕

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二百一十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年十月十日
埼玉県杉戸県土整備事務所長
平 井 順 一

一 許可番号

平成二十年四月二十一日

指令杉整第一九〇一八二一号
二 検査済証番号
平成二十年九月三十日
杉整第九三六一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字堤根字塘四〇二〇一六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

春日部市中央一五六一九
株式会社グローバルホーム 代表取締役 白井 勉

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二百五十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年十月十日
埼玉県杉戸県土整備事務所長
平 井 順 一

一 許可番号

平成二十年七月二十二日
指令杉整第二〇〇〇三八〇号

二 検査済証番号

平成二十年十月二日
杉整第九四九一一号

北葛飾郡鷺宮町大字久本寺字谷田二七一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県さいたま市見沼区東大宮四丁目七番九号 ローヤルシティ東大宮七〇二
中村 力

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇四八―八二四―二二二(代表)
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三一一一〇四八―八六一―二九〇(代表)